

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 136/9/80 No. 50/9/81

1981: 11・12 月 號

# 月報



シンガポール日本商工會議所



# ＜ 目 次 ＞

(1981年 11・12月号)

|                                                 |                                                  |               |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------|
| 伊勢丹・シンガポール株式上場 .....                            | (シンガポール・ノムラ・マーチャント・バッキング)                        | 筒井 豊春 .... 1  |
| 生き残るイギリスの影・英連邦の今日的意義 .....                      | (朝日新聞亜洲総局) .....                                 | 功刀 照夫 .... 10 |
| 東南アジア地域技術技能競技大会にみる<br>シンガポール技術技能者の実力とその展望 ..... | (松下・テクニカル・センター (株))                              | 神崎 弘美 .... 18 |
| シンガポールでの金取引 .....                               | (加商 (株)) .....                                   | 戸田 新七 .... 23 |
| JITS 訓練生の IN-PLANT ATTACHMENT について .....        | (日本・シンガポール訓練センター)                                | 炭山 隆 .... 30  |
| 理事会の動き .....                                    |                                                  | 39            |
| 部会活動 .....                                      |                                                  | 42            |
| 資料：「企業内福利厚生基金に関する意見」 .....                      | (事務局) .....                                      | 44            |
| 会員紹介 .....                                      | (シンガポール・ケミコン、住友信託銀行、<br>興亜電工、ベニトーン・シンガポール) ..... | 46            |
| 11月～12月の 主な経済記事 .....                           |                                                  | 49            |
| 広報欄 .....                                       |                                                  | 53            |
| 資料案内 .....                                      |                                                  | 55            |

# 伊勢丹シンガポール株式上場

シンガポール・ノムラ・マーチャント・バンキング

筒井 豊春

伊勢丹シンガポールの株価の動向が、市場の注目を集めている昨今、「月報」への寄稿依頼をお受けいたしました。シンガポール日系法人としては、最初のケース（注１）でもあり、今後の日系企業の公開・上場の参考に供していただければと思い、寄稿させていただくことにいたしました。

年初来、シンガポール経済の持続的高成長及び企業の好業績を背景に、シンガポール株式市場はそ



の不動産ブームの中であって、六月末までの未曾有の上昇相場に沸いていました。その頃、伊勢丹エンボリアム（私人）（当時）の筒井社長より、私共の太田社長を通じ、株式上場に関するプロポーザル提出の御依頼をお受けいたしました。早速、「伊勢丹プロジェクト・チーム」を編成いたしました。そこで、まず、上場要件のチェックが行われることになります。

## (1) 上場要件

上場の為の一般的な資格要件としては、以下の条件を満たす必要があります。



(a)パブリックカンパニーであること。

(b)最低払込資本金 4 百万ドル以上。

(c)少なくとも 25 % の株式、又は 150 万ドル相当（いずれか大きい方）が、5 百人以上の株主に保有されていること。その 5 百人とは、

(i) 株数、500 株～10,000 株

(ii) 親会社、子会社持分、そして、関連会社分を除く

(iii) 役員持株分も除く

(d)10 % 以上の株主が代理人名であってはならない。

(e)シンガポール証券取引所と会社登記所の了解が得られるまで、目論見書の配布が行われてはならない。

取引所では、1975 年 1 月より第一部・二部制を採用し、上場会社の資格要件を下記の通り規定しています。主な項目としては、  
第一部

(a)払込資本金 500 万ドル以上

(b)株主数 500 人以上（500 株以上～10,000 株）

(c)年間配当 5 % 以上

(d)過去三年間の一株当税引前利益率 10 % 以上（C・D いずれか満たせば可）

(e)年間出来高 払込資本金の 5 % 以上であること

以上の上場要件を伊勢丹のケースに照らしてみると、払込資本金及びプライベートカンパニー・ステータスの二点が、上場要件を満たしていないだけで、その他の条件については全く問題ないことが判明いたしました。否その収益力、財務データから評価するなら、正に超優良企業に値する成長企業であることを再認識致しました。（この点については、注 2 を御参照下さい）。いずれにしても、先程の欠格要件については、単に技術的問題に過ぎず、上場自体極めてスムーズに進展することが予想されました。実際、シンガポール株式取引所の担当者も、極めて好意的かつ協力的でありました。伊勢丹の実態を高く評価した結果ではなかったでしょうか。



## (2) 発行条件の提案

以上の確認から、市場一部上場を前提としたプロポーザルの策定の作業に入っております。伊勢丹より与えられた過去数年間の財務諸表及び今後数年間の売上・利益見通し等を叩き台として、連日深夜までの議論を交し、疑問点や問題点については、伊勢丹(S)経営陣よりの情報集収によって、発行体のニーズの把握に努めました。

まず、出来上り資本金、所謂、増資後資本金の決定ですが、その25%が市場公開されることを前提に、最適資本金を検討していくことになります。当然ながら、増資後資本金の最適規模を決定するについては、売上高、資本構成、市場流動性等の観点から判断をしていくことになります。公募手取金をあらかじめ決定したうえで、それに見合った公開株数、及び資本金規模の選定といった資金調達を前面に出した決定方式も考えられます。しかしながら、伊勢丹のケースは、調達資本は将来の設備投資を含む長期投資に充当されるのは当然ですが、インタビューや財務分析の結果、資金調達そのものよりも株式の公開自体に重要度がかけられているものと判断いたしました。

その結果、出来上り資本金を昨年度売上1億ドルの10%の1千万ドルとして御提案させていただくことにいたしました。その場合市場に公開される資本金は、25%の250万ドルとなり、額面1ドルですと、流通株数はわずか250万株となり、市場流動性の問題が将来起こってくる可能性があります。そこで、従業員を含めた多くの個人投資家の購入の便宜をはかる為にも、額面を50¢に分割して上場をすすめることになりました。したがって、公開株数は二倍の500万株となり、市場流動性を高め、より公正な株価形成が期待できることになりました。

＜伊勢丹の資本増加の歴史＞

|               |              |               |      |              |
|---------------|--------------|---------------|------|--------------|
| 1970 年12月21 日 | 2 株          | 額面 (1 ドル) 払込み | 新資本金 | 2 ドル         |
| 1971 年 1月16 日 | 499,998 株    | "             | "    | 500,000ドル    |
| 1977 年 5月26 日 | 1,000,000 株  | 無 償 交 付       | "    | 1,500,000ドル  |
| 1981 年 9月 3 日 | 3,000,000 株  | 株式分割・額面(50¢)  | "    | 1,500,000ドル  |
| "             | 12,000,000 株 | 無 償 交 付       | "    | 7,500,000ドル  |
| 1981 年 月      | 5000,000 株   | 公 開 公 募       | "    | 10,000,000ドル |

次に、発行価格の決定の作業に移って参ります。その際、シンガポールの投資家行動の特性を十分配慮しなければならないのは無論ですが、基本的には、発行企業の収益力、資産価値を同業他社（注2）及び市場平均との比較から、発行価格を決定してまいります。私共は、その価格を1株（50¢額面）当り3ドルといたしました。新規公開ですので、株主作りが基本であります故、株価は投資家の投資マインドに訴える程に魅力的でなくてはいけないことは事実です。しかしながら、株価は安すぎる必要ありません。もし株価が極端に安く売り出されたとするなら、それは、既存株主持分の希薄化を意味することになります。更に、株価が、発行価格をはるかに上まわって取引がスタートされたとすると、大半の個人投資家は、上場と同時に、利喰の機会が与えられ、市場で機関投資家を含めた別の投資家の手に移っていきます。上場の目的は短期の投機家の利益の為に行うのではなく、基本的には、長期の優良株主の獲得にあるのですから、発行企業の実体を理解してくれた上で、更に伊勢丹自身の優良顧客になりうるような人々が株主として全も望ましいものと判断致しました。

以上の観点に加え、同業他社との比較、市場環境をも鑑み、公開価格を1株3ドルに決定しました。



### (3) 発行スケジュール

伊勢丹の方では、上場を目的に3月末の監査済財務諸表を準備していただきましたので、半年後の9月末までに公募を終了する予定で、スケジュール案を作成いたしました。ちなみに6ヶ月以上古い財務諸表は目論見書には使えないことになっています。発行日程作成について、当然、伊勢丹東京とのコミュニケーション等の問題を考え、少し緩やかな案を考えました。結果的には、上場日について、取引所からの認可が予定以上に早かった点を除いて全て予定通りに進行いたしました。ドキュメンテーションを含め、全てで約3ヶ月余りということになります。発行日程の作成にあたって、最も重要なポイントは、市場動向の把握にあります。正に私共のプロポーザル提出前後は、市場はピークアウトした訳ですが私共は当然マーケットは整理局面に入っていくであろうことを予測しておりました。しかし、伊勢丹の上場前後には、整理は完了しており、新たな出直り相場の波に乗れるタイミングを期待いたしました。しかし、結果的には、私共の予想を越えた大暴落が8月末迄続き、そしてその後約2ヶ月にわたって、マーケットが低迷し続けた訳です。10月12日の上場日より10月末まで、マーケットはダラダラ相場が続き、短期投資の投機家の投げ売りで、株価は一時3ドルを割り込んだものの11月よりは徐々に値を切り上げ、最近では3.5ドル前後の値動きになっています。

### (4) 公募株式の引受形態

日本で一般的に行われている公募形式の増資は、買取引受契約と募集の取扱委託と残株引受契約の2種類があります。シンガポールで行われている引受は、後者に近いものでありますが、決定的な相違点は、証券会社ないしマーチャントバンクは、株式を売込むための積極的な営動を展開しない点です。只、自然な応募に任せ、もし、応募総数が、発行株数を上回った場合は、発行者の任意な形での抽選によって割当てが決定されていきます。主幹事は、一般的には、現地銀行、マーチャントバンク、そして、下引受業者として、銀行、マーチャントバンク、証券ブ

ローカーが入り、組成が行われます。いずれの引受グループにも入らずとも、銀行や証券会社の店頭で配布した応募用紙が抽選されると、1%のプロカレッヂ・フィーが支払われるしくみになっています。

さて、伊勢丹の引受団は、以下の表の如く形成されました。

主幹事：シンガポール・ノムラ・マーチャントバンキング

副幹事：他マーチャントバンク3社

下引受業者（メジャー）：14社

下引受業者（マイナー）：8社

各引受業者は、各自の引受額について責任を負い、もし売れ残りが発生すれば、比例配分方式で各社に割当てられることになります。

伊勢丹の株式の申し込みは、予定通り9月17日より9月24日まで行われました。この間、総計20.7百万株の応募が受けつけられました。応募株数は、千株から百万株までに及び、応募倍率は、一般公募分450万株に対し、4.6倍に達しました。（従業員分の10%50万株は、既に全株引受けられておりました。）最悪の市場環境の中で、5倍近い応募倍率となったことは、とりもなおさず、伊勢丹の実態価値がより多くの投資家に認められた結果でした。

翌日9月25日、アポロホテルにおいて、抽選会が、前日取り決められた抽選比率に従って、公明正大に行われました。この結果、2000人を越える伊勢丹株主が誕生したわけです。



＜抽選比率＞

| 応募株数              | 比率      | 割当株数   |
|-------------------|---------|--------|
| 1,000             | 100中 59 | 1,000  |
| 2,000 – 5,000     | 抽 選 無 し | 1,000  |
| 6,000 – 10,000    | ”       | 3,000  |
| 11,000 – 20,000   | ”       | 5,000  |
| 21,000 – 50,000   | ”       | 7,000  |
| 51,000 – 100,000  | ”       | 9,000  |
| 101,000 – 150,000 | ”       | 10,000 |
| 151,000 – 200,000 | ”       | 15,000 |
| 201,000 – 400,000 | ”       | 20,000 |
| 401,000 – 500,000 | ”       | 40,000 |
| 501,000 – 999,000 | ”       | 50,000 |
| 百万株以上             | ”       | 70,000 |

**(5) 結びにかえて－投資尺度論**

今回の新規公開に関与する中で、痛切に感じたことは、投資尺度に関してシンガポリアンの途惑い・迷いでありました。伊勢丹のプライミングが市場に伝わるや、さまざまな反応が伝わってきました。彼らのまず最初の反応は、株価が高すぎるということでした。実際、伊勢丹の株価 3 ドルは、1 ドル額面では 6 ドルに相当するからです。新規公開で、6 ドルの株価は、ここ数年初めてでありました。そのうち、新聞紙上で伊勢丹の株価について、さかんに議論が始まりました。弱気論者は、伊勢丹が固定資産を持たない点と、将来の競争激化を指摘して、株価が高すぎると論じていました。一方、強気論者は、伊勢丹の収益性、成長性、及び、低 P E R で株価の安いことを強調していました。後者は主に、機関投資家や証券アナリスト達でありました。すなわち、彼らの思考は、収益志向であったわけです。しかし、マーケットが低迷する中で、副幹

事の中からも、発行価格を2、5ドルに引き下げよう、真剣に提案してくるところもありました。しかしながら、私共には、厳密な調査分析に基づく発行価格に、何の疑問点もいただきませんでした。結果的に、応募倍率4・6倍がわれわれの考え方の正当性を裏付ける事になりました。すなわち、華僑国家シンガポールにおいても、収益志向の投資尺度が定着しつつあるという点であります。リー・カン・ユー首相は、シンガポールの産業を、高技術、高付加価値産業へと転換しようとしております。旧来の資産価値をベースにした投資尺度では、成長企業の持つ技術力・経営力を評価することは、至難の技であります。資本市場を通じての高技術産業への高率的資金配分が能く機能する為にも、収益力・成長力をベースにした投資尺度が受け入れられる市場の整備がシンガポール株式市場の大きな課題ではないでしょうか。

(注1) 実際、シンガポール株式取引所には、DRS (Depository Receipt of Singapore)として、村田製作所、及び、フジテックの二社が上場済みであり、更に、マレーシアの日系合弁企業が、数社上場されております。しかし、DRSについてはその大半が東京及び大阪市場に普通株に転換され、還流してしまっているのが現状であり、マレーシア法人については、名目上場となっており、ほとんど商いは成立しておりません。



(注 2)

Comparison of Major Retail Companies Listed in SES

|                                                                                 | <u>Turnover</u><br>(\$ mill) | <u>Net Profit</u><br>(\$ mill) | <u>EPS</u><br>(¢) | <u>Price</u><br>(9/17)   | <u>PER</u><br>(X) | <u>NTA (\$)</u><br>(Price/NTA) | <u>Dividend</u><br>(%) |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------------|------------------------|
| Cold Storage (1)<br>year ended 31-1-81                                          | 358.2                        | 14.8                           | 12.66             | 4.00                     | 31.6              | 2.18<br>(1.60x)                | 13.9                   |
| Metro Holdings<br>year ended 31-3-81                                            | 184.4                        | 7.6                            | 30.2              | 9.50                     | 31.5              | 1.50<br>(6.33x)                | 12                     |
| Robinsons<br>year ended 30-6-80                                                 | 62.7                         | 5.7                            | 11.5              | 2.46                     | 21.4              | 1.59<br>(1.27x)                | 16                     |
| C K Tang<br>year ended 31-12-80                                                 | 48.2                         | 2.4                            | 14.0              | 4.70                     | 33.6              | 1.31<br>(3.59x)                | 10                     |
| Average                                                                         | 163.4                        | 7.6                            | 20.5              | 5.17                     | 29.5              | 1.65<br>(3.20x)                | 13                     |
| Isetan (Pte) Ltd<br>year ended 30-11-80<br>(assumed paid-in-capital<br>10 mill) | 99.6                         | 7.1                            | 33.5              | 3.00<br>(offering price) | 8.45              | 1.19<br>(2.52x)                | 20                     |

Estimates for year ended 30-11-81 by SNMB

|                                                                    |       |      |      |                          |     |                 |                                                |
|--------------------------------------------------------------------|-------|------|------|--------------------------|-----|-----------------|------------------------------------------------|
| Isetan (S) Ltd<br>year ended 30-11-81<br>(paid-in-capital 10 mill) | 125.0 | 10.0 | 50.0 | 3.00<br>(offering price) | 6.0 | 2.64<br>(1.13x) | 8<br>(for last half of '81)<br>15% for full yr |
|--------------------------------------------------------------------|-------|------|------|--------------------------|-----|-----------------|------------------------------------------------|

Notes:- (1) Par value of Cold Storage is 10p.

(2) Metro's EPS and NTA per share is adjusted for rights issue 1:3 @ \$4 and bonus of 1:3

(3) Robinson's EPS and NTA per share is adjusted for bonus 1:3

Prepared by:

Singapore Nomura Merchant Banking Limited

Neither the information nor the opinion expressed herein constitutes, or is to be construed as, an offer or the solicitation of an offer to sell or buy the securities referred to herein. The information contained herein is based on sources which we believe to be reliable but we do not represent that it is accurate or complete.

# 生き残るイギリスの影、英連邦の今日的意義

朝日新聞亜州総局

功刀 照夫

## 〈なぜ「英連邦」か〉

英連邦首脳会議など、単におしやべりに明けてれる「仲良しクラブに過ぎない」—9月30日から10月7日まで、オーストラリアのメルボルンで開かれる英連邦首脳会議をマレーシアのマハティール首相はこうけなしていた。首相就任後はじめての国際会議だというのに出席しない。東南アジア諸国連合（ASEAN）からのもうひとつの加盟国シンガポールは「日本人の勤勉さ」との引き合いでよろず英国をこきおろしているというのにリー・クアンユー首相はテレビチームを引き連れて乗り込んで行く。

1971年の印パ戦争でバングラデシュ（旧東パキスタン）をもぎとられたのに怒って、脱退したパキスタンは改めと腹縁を希望しているのに、インドのガンジー首相はこれに猛反対している。

「スエズの東」からイギリス軍が引き揚げて安全保障上の役割を放棄し、また欧州共同体（EC）加盟で英連邦内の特惠関税が廃止されるなど、英国の影響力が失われて久しいというのに、なぜいまだに「英連邦」なのだろうか？シンガポールからメルボルンまで8時間余りの機内で、抱き続け疑問であった。

## 〈仲良しクラブは大盛況〉

メルボルン市内エキジビション・ビルの会議場へ行って、まず驚かされたのは、加盟45カ国（首脳会議に加わらない準加盟3カ国とも）のうち、41カ国の代表が出席し（ジャマイカのみ欠）、そのうち何と30カ国は元首（大統領）または首相が集まっていた。このめまぐるしい世の中だというのに、1週間以上も自分の国を留守にし、「おしやべり」



に参加するといふのだ。

そればかりではない。エリザベス英女王は、“たまたま”オーストラリアを訪問中。メルボルン港に停泊中の王室ヨット「ブリタニア」の上での首脳を招いた夕食会も開かれた。さすがに開会式その他の公式行事には、一切参加されなかったが連日ほとんど10分きざみで各国首脳の表敬訪問を受けられた。ついこの間まで、英国植民政策の不手際で、さんざん苦しめられてきたジンバブエ（旧ローデシア）のムガベ首相の姿もまじる。共和国の大統領も独自の国王をいただくマレーシアのような国の首相や外相も例外ではない。

### 〈大英帝国から英連邦へ〉

これに対する「理論的」な答えは、英連邦の歴史の中に見出せる。ご承知のように英連邦は、1931年のウェストミンスター憲章によって独立した大英帝国内の白人国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカと英国とによって、「British Commonwealth of Nations」として発足した。いずれも英国王を元首としていただき、その代理人が「総督」として赴任している。

第2次世界大戦後、インド、パキスタンが独立（1947年）ついでスリランカ（旧セイロン）の独立（1948年）によって、事態は大きく変わった。長い反英・独立闘争を闘ってきたインドのネルー首相は、英国との歴史的つながりを考慮して、共和国として独立したものの英連邦とのきずなを維持することを望んだ。こうして、英国王を連合体つまり英連邦の象徴として受け入れることを前提に、英連邦に参加する道が開かれた。ここに英連邦の性格は、大英帝国の名残りから近代的な国際組織へと大きく転換した。パキスタン、スリランカもこれに続き、1951年には正式名称から「British」の文字が消え、今日の英連邦の基礎が固まったわけである。

### 〈英女王は英連邦の象徴というが〉

1957年に独立したガーナが初の黒人国メンバーとなつたあと、1950～60年代を通じて次々に独立したアジア、アフリカ、中南米諸国が

加わり、1950年8カ国、1960年11カ国、1970年30カ国、現在は独立したばかりのベリスを加えて、45カ国の大世帯となった。この間パキスタンのほか、人種隔離政策（アパルトヘイト）のため南アフリカが事実上の追放（1961年）にあったほか、エジプト、ビルマを除く旧英領植民地の独立国は、ほとんど例外なく英連邦加盟国である。

1971年のシンガポール首脳会議で、連邦原則の宣言が採択された。それは「英連邦は、独立主権国家による自主的連合体であり、それぞれの政策は各国政府が責任を持つ」というもので、文字通り、対等のパートナーが確認されている。

45カ国のうち25カ国は共和制、独自の国王をいただく国が4カ国だが、それでもなお、16カ国は英国王を元首とする立憲君主国である。オーストラリアなど、総督によって首相が解任されるといった事態を経験しながらチャールズ皇太子を総督に迎えようとするほど。一方で「ワルチング・マチルダ」などの新しい“国歌”が決まったとはいえ、公式の場ではやはり「ゴッド・セーブ・ザ・クィーン」の英国国歌が演奏されることが多い、印豪協会の夕食会でこれを演奏され、ガンジー首相はあいさつの中で「自治領オーストラリア」と思わず口をすべらせてしまったほどだ。

したがって、英女王への表敬は、英連邦の象徴への表敬とともに、オーストラリアはじめ自国の元首へのという二重の意味を持つ。また共和国代表にとっては、主催国オーストラリアの元首に対する表敬でもある。あるアフリカの共和国の記者は「当然の儀礼だろう」とっこともなげに言っていたが白人国のイギリス・ノスタルジアは、分らないでもないが何かアナクロニズム（時代錯誤）の光景という印象はぬぐい切れなかった。

#### 〈英連邦は世界の縮図〉

リー・クアン・ユー首相は英連邦を「超大国のいない、通訳不要のミニ国連」という。加盟45カ国は全世界に散らばっており、白人国も黒人国もある。人口1万人ていどの小国からインドのような「人口大国」



まで。共産圏の国はないが、非同盟の国から北大西洋条約機構（NATO）加盟国、アフリカ統一機構（OAU）の国やASEANの国まで、国の数にして世界の約3分の1、人口にして約4分の1を占める。先進工業国もいる半面、世界の最貧国の80%は英連邦の国である。

超大国はいないとはいえ、親ソ勢力とみなされるインドやセーシェルと親米勢力との対立もあれば、南北問題はそのまま持ち込まれている。ミニ国連というより文字通り「世界の縮図」である。だがそれが、直ちに「対決の構図」に発展していかないところに、英連邦の“したたかさ”があり、それを生み出しているのが加盟国に共通している。イギリス流の現実主義であるといえよう。

当然のことながら首脳会議では世界が直面する問題が、ことごとく取り上げられた。米ソの軍拡競争を軸とした東西緊張激化に対しては、すべての首脳が深い憂慮を表明した。とくに南北問題はメキシコのカンクンで南北サミットが開かれる直前であっただけにかなり重点的に論議がかわされ、国連包括交渉（グローバル・ネゴシエーション）の早期開催が一致して叫ばれた。

だが、しょせん、米ソ超大国や日本、西独といった経済大国のいない英連邦のこと。英連邦が「世界を動かしたり、国際経済秩序をつくり出せるなどとだれも思っていない」（オーストラリアのエイジ紙）というのが現実である。「おしやべりをするだけ」という不満があるのも否定できない。カンクン・サミットに向けて採択された「メルボルン宣言」についてもニュージーランドのマルドーン首相は「抽象論ばかりの陳腐な宣言」とかみついた。これに対してオーストラリアのフレーザー首相が「モーゼの十戒もリンカーンのゲチスバーグ演説も抽象論ではないか」と反論する一幕もあった。

#### 〈対立より理解増進〉

だからといって英連邦無用論など全く耳にしなかった。マハティール首相のボイコットは、1968年当時、いったんは招待したオーストラリアが、予算不足を理由に直前になって招待を取り消したことをいまだに

不快と思っているためだという裏話を紹介され、英連邦そのものに背を向けたのではないという“真相”が外交団の間でささやかれていた。

英連邦事務局関係者によると「英連邦存続の危機」は、1979年のルサカ（タンザニア）会議の時だったという。スリランカのコロomboで開いた外相会議（1950年）がまとめたコロombo計画はその後の途上国援助方式の道を開いたものだし、南アフリカに対する経済制裁委員会は、国連決議の実施に監視役として大きな役割を果たした。だが、1965年ローデシアの白人政権が一方的に独立したのに対し、英国は何ら有効な措置が取れないまま。アフリカ諸国の対英不信は、「英連邦無能論」にまで発展していった。結局、サッチャー英首相の思い切った譲歩で「ルサカ合意」がまとまり、翌1980年、ジンバブエの独立をもたらしたのは周知のところである。

だが、超大国がからんだ国際問題となると話に別である。では何のための「おしやべり」か。多様性にみちた意見の最大公約数をコンセンサスにまとめ、世界の世論をリードしていこう、というねらいが秘められているのを感じる。

フレーザー首相は「理想と現実の間に、均衡を保つことが大切だ」とあいさつした。たとえば南北問題で南側の理想や要求だけを強く押し出すことは易しいが、それはいたずらに対立をあおるだけで建設的ではない。それよりはむしろ実現可能な道をさぐろうというのだ。ガンジー首相も「意見の相違があるのは当然。しかし対決のために集まったのではない。理解し合える分野、協力できる分野をさぐり、それを拡大していこう」と意外なほどの低姿勢で舞台裏の調整役に回り、強権政治の教訓を経た「円熟した政治家」ぶりを感ぜさせた。

マルドーン首相は11月の総選挙を意識したためか、南アフリカのラグビー・チーム招待に対するアフリカ諸国の非難を受けて派手な発言を繰り返した。あけくのはてに「最近までジャングルの中で、殺し合いをやっていた人たちには（民主主義を）理解できないかもしれないが」とまで激高した。しかし、これを軽く受け流したジンバブエのムガベ首相



の“大人態度”の方がむしろ好感を呼んでいた。

#### 〈コミュニケのねらい〉

メルボルン会議のコミュニケは文字通り当面する国際問題すべてを取り上げている。いずれもはっきりと名指しして国名をあげることを避けているが、それぞれの当事国に対する訴えであることは明らかだ。ガンジー首相のいう「コンセンサスの影響力をそれぞれ静かなやり方で及ぼしていこう」というのだ。

緊張激化に対する深い憂慮の表明と軍縮交渉の早期開催は米ソ超大国に向けたものだし、自国の経済政策が国際経済秩序に及ぼす影響を認識せよというのは経済大国に対する訴えである。政府開発援助が国際水準に達していない国に対する努力要請は明らかに日本に対する呼びかけだし仏海外領土の独立支持、アフガニスタンやカンボジアからの外国軍隊の撤退要求、非同盟運動の重要性強調などそうしたねらいが込められている。

南北サミットへの期待、包括交渉の早期開催要請はカンクン・サミットへ向けた世論づくりであり、同時に英、加、インドなど、英連邦からサミットに出席する7カ国に対する指針である。カンクン・サミット(10月22、23日)で米国が包括交渉に原則的合意したのも、こうした英連邦のコンセンサスが一役買ったとみてよい。

興味あるのは極力、対立をさけた表現が使われていることだ。たとえば東西緊張激化については「ソ連の脅威」を前面に押し出すサッチャー首相やリー・クアン・ユー首相と「むしろソ連が受け身」ととらえるガンジー首相の立場は真向から対立した。結局、「その原因の受け止め方(パーセプション)に相違はあるが」という表現が加わり、それぞれの立場が尊重された形となった。

#### 〈英語の役割、形式ばらない討論〉

こうしたコンセンサスづくりに共通語として英語の果たす役割と形式ばらない討論のやり方の持つ意味は大きい。何しろ長い間の英国植民地だったところだけに各国首脳は英語を自由に使いこなす。余り見なれない

単語もどしどし飛び出す。

サダト・エジプト大統領の暗殺に際して発表された声明には「Penultimate」という単語が使われた。「語尾から2番目のという意味であり、暗殺が起きた10月6日は「会議最終日の前日」というわけだ。米人記者に聞いたところ「原稿の末尾から2番目の文を削除してくれ、なんていう時に使うけれど余り一般的な単語ではないね」と笑っていたほどだ。

首脳同士はファースト・ネームで呼び合う。南ア問題で“悪役ぶり”を発揮したマルドーン首相、オーストラリアの新聞から「タスマニア海より先を見たことのない男が、急に国際政治家ぶろうとしている」と皮肉られながらも、首脳たちから「ロブ」と呼ばれていた。リー・クアン・ユー首相などサッチャー首相から間違って「リー」と呼びかけられ。一瞬とまどったほど。

「格式ぬき」は討議の場にも、そのまま持ち込まれている。各国首脳は開会あいさつや基調演説については事前に用意した原稿を読んでいたが、その後の討議は一切事前の準備なし。円卓会議方式で自らの考えを自由に発言していた。とくに会期半ばに「リトリート」と呼ばれる非公式会議が恒例になっており、今回はキャンベラに場所を移して行われたがこれにはごく少数の随員が同行するだけだ。

各国首脳による夕食会やレセプションも活発に行われた。改めって2国間で首脳会談など開けるふん囲気のない首脳同士もこういう席では笑顔で談笑していた。とくに小国や南太平洋の島国の首脳にとって、英連邦首脳会議やこうした機会の持つ意味は大きい。ふだんはなかなか接触しにくい首脳たちから国際情勢をじかに聞き、相互理解を深めることができる。コンセンサス方式の魅力も大きい。ある関係者は「1国1票の国連とはちがってここでは小国の意見にも耳を傾けてもらえる」と国際世論づくりに一役買える自覚を誇らし気に語ってくれた。

もちろん、首脳の言動について国内政治に対する配慮が加わっているのも見逃せない要因だ。マルドーン首相の行動は総選挙対策というのが



衆目の一致した見方。総額 2000 オーストラリア・ドル (F-18 ジェット機 1 機分に当たるといふ) をつぎ込んで、自分の選挙区で開催した (首都以外の首脳会議は初めて) フレーザー首相は、これによって国内政治的立場を一段と強化したとされている。次回はニューデリー開催が決まったが内政の地固めを進め、外交活動に転じようとするガンジー首相にとって、それなりのねらいが込められているのは明らかだ。

#### 〈やはり「英」連邦が実態〉

第二次大戦後、大英帝国が崩壊し、英連邦から「British」の文字が消えてから 30 年以上もたつ。だというのに旧植民地だった国々にはいまなお法律制度、社会制度から教育制度などイギリス風が残っている。シンガポールの“O”レベル (中学) “A”レベル (高校) といった進級テストは英国に送って判定されているし、オックスフォード、ケンブリッジ留学が最高のエリート・コースとされている状況は変わっていない。英国留学にかわって最近ではオーストラリア留学が多くなっており、メルボルン郊外のモナーシュ大学では外国人留学生の 80% がマレーシアからだという。弁護士、医師などの資格は英連邦内共通であり、どこへ行っても通用する。

首脳会議のほか、蔵相会議は毎年世銀・国際通貨基金 (IMF) 総会の前に開かれるし、3 年に 1 回、法律担当相会議もある。最近では地域制首脳会議も開かれるようになった。

公式、非公式を問わず旧宗主国イギリスとのきずな、その影響が、独立したあともこれほど強く残っているのは他に例をみない。フランスと旧植民地との関係ではとうてい考えられないことであり、よくいわれる英国植民地政策の巧みさをいまさらながら痛感させられる。

と同時に、加盟国の間に、歴史的、社会的、政治的な共通性をよりどころにして結束、多様化する国際社会に対処していくことの利点についての自覚が英連邦のもうひとつの「求心力」になっているのも見逃せない。

中国語では「英共和連邦」と表記されており、「英連邦」という言い方をするのは日本語だけである。だが、「イギリス」あるいは「イギリス風」がこうも強く生き残っている実情をみせつけられると日本語の表記の方が、むしろ実体をよく表わしている—というのが実感であった。

# 東南アジア地域技術・技能競技大会にみる シンガポール技術・技能者の実力とその展望

松下テクニカル・センター（株）  
神崎 弘美

今般、8月23日に開催しました技術・技能競技大会は東南アジア地域で生産活動をしております。グループ16社を対象としまして、文化的、社会的背景は異つていても昨今のように技術革新が急速に進む中でその技術を受けとめ生産活動の中に具現化するのには基礎的技能であり、しつかりした技能をそれぞれの現地の人達に定着化していく必要があります、各社従業員の技能向上への意欲を高め同時に製造技術交流の機会の場とすることを目的として行なわれました。

従来、一部の国では独自の技能競技大会を開催したり日本での全社技能競技大会に参加する等の努力もさらわれてきましたが設備、運営委員資料等で単独で行ないにくかつたり、選手も日本とはレベルが違う等問題がありました。





今回は日本の生産技術センター、教育訓練センターの主催のもとに、日・星訓練センターの絶大な協力をいただき

- 1) 東南アジア各社で相互のレベルを認識しあう
- 2) 日本と同等の課題、評価採点法を採用し日本のレベルとの比較をし認識する
- 3) 一人一人の評価採点を各自に返却し今後の努力向上、訓練の資料を提供する

ことを主眼において行ないました。

### 競技

競技種目は代表的な6種目で課題は日本国家技能検定2級を基本とした。Bランクを一部容易にし又基準時間を30分延長したCランクとして設定しました。

|       |       |
|-------|-------|
| 旋盤    | 冶工具仕上 |
| フライス盤 | 抜き型仕上 |
| 平面研削盤 | 機械製図  |

参加者は東南アジア5ヶ国とインドを含め6ヶ国

80名にのほりました。

|        |     |
|--------|-----|
| シンガポール | 44名 |
| マレーシア  | 29名 |
| フィリピン  | 1名  |
| タイ     | 2名  |
| インドネシア | 2名  |
| インド    | 2名  |

又競技の運営には審査の総括を日本から又各社出向者で国家技能検定1、2級をもつ委員9名によつて公平かつ慎重に行なわれました。競技は設備の関係で午前、午後の2回にわかれて行ないましたが午前の部では開会式等の行事や取材等で精神的にややあがつて実力をだし切れなかった人もあつたかも知れません。

## 成績

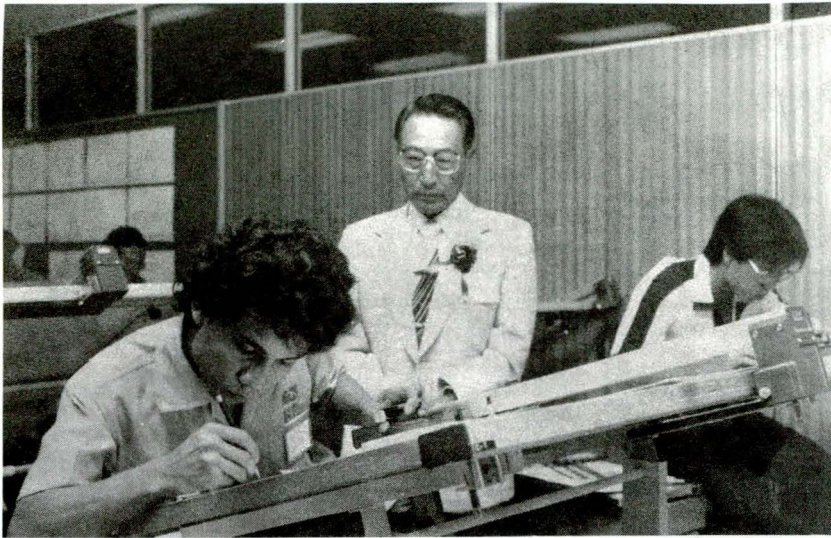
競技の結果は表の通りですが一つには各国の選手の経験年数に1～5年くらいの差があり又これらの生産技術部門の規模からくる歴史的な差もあります。



|     | 旋 盤              | フライス盤  | 平面研削盤  | 冶工具仕上         | 抜き型仕上  | 機械製図            | 分 計  |
|-----|------------------|--------|--------|---------------|--------|-----------------|------|
| 金 賞 | シンガポール           | —      | シンガポール | マレーシア         | —      | シンガポール          | 4 名  |
| 銀 賞 | シンガポール           | マレーシア  | シンガポール | シンガポール        | マレーシア  | マレーシア           | 6 名  |
| 銅 賞 | シンガポール           | シンガポール | マレーシア  | マレーシア         | シンガポール | マレーシア           | 6 名  |
| 努力賞 | シンガポール<br>シンガポール | シンガポール | —      | シンガポール<br>タ イ | シンガポール | シンガポール<br>フィリピン | 8 名  |
| 合 計 | 5 名              | 3 名    | 3 名    | 5 名           | 3 名    | 5 名             | 24 名 |



結果から入賞者24名中、シンガポールの技術・技能者の15名入賞は開催地の利点をさし引いても高く評価してもよいと思いますがむしろ各人の日頃の取組む姿勢、性格がそのまま現われているように思われます。作品からみた評価としては



- 1) 加工寸法や数値で評価判定できることに対しては理解もし守り高精度に対しても対応できている
- 2) 表面アラサやスキマなどの外観や製品の機能（なめらかさ）にみる感覚にえつたえるものセンス等を求められているものに関してはまだまだの感があり、技能に対する深さを理解していく必要がある。
- 3) 段取りや加工時間に対する工夫、努力が不十分でいわゆる能率、生産性に対する今後の努力が要求される。
- 4) 他の国に比しシンガポール、マレーシアの場合この競技に参加したことに対する評価、待遇等につちなる要求にむすびつく恐れのある行動発言が懸念される。

即ち、特にシンガポールの技術、技能者に要望したいことは表彰式の講評にもあつたように強い探求心とよい才能を十分もっているのである

から意識とそれを発揮する方向をあやまらないように「何が大切か、何を考え行動しなければならないかを経験することにより意味があり結果を理解し自分の問題点を知り、それを向上改善する努力に意識を振り向けてほしい、さらに企業の仕事を通じて国の技術、技能を向上させる原動力になつてほしい、技術・技能の奥の深さを知り、今に満足しおごることなくさらに挑戦する努力をしてほしい。さらに多くの人達を指導し育てる役割をはたしてもらいたい」ということにつきますと思います。

これらの認識を忘れなければ東南アジアでの技術・技能をリードし、これからに変化するであろう技術革新に対応できるものと信じます。

最後にこの競技大会に会場、設備の提供はもちろん準備と当日の競技運営に関しても多大の御支援、御協力をいただきました。日星訓練センターの皆様方に誌上をおかりいたしまして厚くお礼申し上げます。





## シンガポールでの金取引

加商（株）  
戸田 新七

権威ある商工会議所の機関紙である本誌に極めて大雑把でやわらかい書きものなどを寄稿する破目になり、書き出す前から専ら恐縮しています。

シンガポールの金取引については本誌の昨年2月号に東海銀行、佐藤修三氏の詳しい紹介レポートのあとで、門外漢の筆者に出来ることとあれば時々耳にする世間話風のレポートになってしまい、読者諸氏にこそもっと豊富な話題があるのではと思います。というのも、この一年間は日本でも「金」「先物取引」、「金取引所」等話題が新聞紙上に次々に掲載され、皆様も投資、インフレヘッジ、或いは一獲千金を夢みての投機等々の動機から丁寧に話題を追っておられる方も多かろうかと思うからです。

### 日本での動き

本誌が印刷されて皆様のお手元に届く頃には、日本でも「金先物取引所」が開設され、賑々しく取沙汰されていることかと思えます。御承知の様に東京でも1981年12月から金の先物取引所がとにかく発足することに決まっている様だからです。

ところが、人間各々思惑は違うもので、（しかも、この思惑違いこそが自由経済社会の原動力でもあり、物を売る人があると同時に買う人があり、商品相場も建つ訳ですが）関係各界の反応がまちまちで盛り上っている一般大衆の金への関心を健全に吸い上げ育てないと、悪質な業者をはびこらせて結局大衆を苦しめることになる（現実に違法な取引で不当に苦しめられたとの訴えがなされているケースが既に新聞雑誌に報じられています。）とする政府関係当局や大衆のこの意欲を満たすのに大いに力を貸そうとする商社・証券業界があるかと思えば片や地金の現物を長年扱っている金地金商を中心とする日本金地金流通協会は投機的要素が強すぎるとして反対ないしは不参加の意志表示をしたり、また、一般大衆からの苦情相談を持ちかけられること

の多い日本弁護士連合会は一般消費者の保護対策が不十分として反対を唱えたり、金関係者が一同こぞって支援参加しての発足とはなりそうにない雲行きです。関係者による発起人会は既に発足していますが今後多少の調整手直し等が行なわれた上での「金先物取引所」の正式発足となりそうです。

現在発表されている骨子は

○建値は1kg当りの円建て

○取引単位は1kg

○保証金は総代金の20～30%と他商品に比べ大巾に高くする。

○受渡限月は6ヶ月先渡しまで取引する

○値決め方法は板寄せ（売買注文を一ヶ所に集中して数量に応じてセリ上げたりセリ下したりして売買の注文数量が丁度合った値段をその時の値とするやり方）とザラ場（売買を注文する当事者の相対の交渉にまかせ決り値を取引所に報告させるやり方）の併用とするが一般大衆はザラ場には直接参加させない等となっている様です。

### シンガポールの金取引

これ等がシンガポールではどうなっているかと云いますと

○建値は10Z（約31G）当りUSドル

○取引単位は1000Z

○保証金は仲買人と取引所の間は10%、仲買人と一般顧客の間は当事者間の交渉にまかされています。

○先物は大体10ヶ月位先まで

○値決め方式はザラ場方式

等々で具体的に建値について近況を述べますとシンガポールの業者の間ではUSドル建てにしたのは本当に賢明だったか、という声も聞かれます。というのは勿論、世界の冠たるニューヨークとロンドン市場がUSドル建のため、シンガポールも国際的市場たらしめ、全世界の関係者に積極的に参加して貰おうとの意図でのUSドル建てだったのでしょうが肝心の地元のシンガポリアンにとっては、実際の値洗い金・差損益金の受払いがシンガポール・ドルで行われるため、USドル対Sドルの為替相場の変動にこれらの金額



が左右され、為替相場の変動に慣れていない一般のお客さん達との間には、紛糾とはいかぬまでも気まずい気分が残ることがままある様です。

極端に云えば金を買ったあとで相場が下り、損をしているその間には値洗い金を支払わねばなりません、例え後日金相場が戻ったので、買ったと同じ値段で売り放って損益なしの積りで差益金を得ても為替相場が変わっている為にその差益金が既に支払った値洗い金を実際にカバー出来ないということが起る訳です。

日本での円建て構想はもっともっと種々な事情を考慮した上での案でしょうが、少なくとも以上の如き不都合（ややこしさ）からは解放されることになります。

保証金について云えば大体我々個人が取引をしようとするれば S \$ 10000 は必要の様で、日本で提案されている様な 20 ~ 30 % もの高率ではないとは云え、まとまった資金が要るためおいそれを簡単に手の出る投資ではありません。

値洗い金は損の場合は S \$ 5000 位の単位で支払い、益の場合は S \$ 10000 位の単位で入出、出来るのが一般の様です。何せ取引単位が 1000 Z (約 3.1 kg) ですから対象となる取引金額が大きなものになって相場の変動が激しい折はこの値洗い金の受払いも大変忙しくなってきます。日本の案で 1kg は総額としては 1000 Z 単位に比べ半程に減りはしますが他の商売に比べれば一取引単位としてはやはり尚大きなものになります。

この取引単位についてはシンガポールでは銀行窓口で小口の 50Z とか 100Z とかも買えるのは皆様も御存知の通りで 1kg 単位で取引している取引所、仲買人と競合する型になっています。

### シンガポールの取取引形態

因に、シンガポールでの金取引の形態は下記の如く整理出来るかと思われます。

GES (Gold Exchange of Singapore) 契約に基く取引は

1. 1000Z 当り U S ドル.....先物
2. 1kg 当り U S ドル.....先物

### 3. 1kg 当り S ドル……現物

GES の条件以外、仲買人と相対で出来る取引は

#### 1. 1kg 当り S ドル……現物

#### 2. 1000Z 当り U S ドル……現物

があります。この2番目の1000Z当りU S ドルの現物取引は通常 Local London Market と呼ばれ、極めて利用度が高い様です。ロンドンの取引所の取引単位が4000Zであるに拘らず、シンガポールでは1000Zのお客さんの注文でも取ろうという果敢な取引で、業者は四口をまとめてロンドンに一口としてつなげる訳です。

どうしてこういう変則的な取引が行われるかと云いますと一番大きな理由は時差と云えます。シンガポールが一日の営業時間を終えようとする頃ロンドンは朝を迎え、アジア・アフリカ・中近東地域での出来事を踏んまえて一日の経済活動を始める時間になります。こうなるとシンガポールの商品取引業者はおちおち眠っておれない訳で、特に軍事・経済状況の変化に敏感な金などを扱う業者はロンドンの相場をも見守って暴騰暴落の気配を感じると翌日のシンガポールの相場開始を待つ迄もなく機敏な手を打つ必要が生じてくる訳です。1000Zで半端だからと云って放っておけない訳です。それからかれこれ5時間もたつ頃には今度はニューヨークの夜明けです。ここでも COMEX という歴史のある取引所が取引を始めます。この様に24時間起きていても仕事のある商品で大半の業者は交代制で夜中2時・3時まで事務所に残って世界の金の相場動行を見詰めています。

これに東京が参入すると文字通り金相場は世界中の主要経済圏を駆けめぐることになります。

### ロンドンの金取引

このロンドンの取引は4000Z単位のU S ドル建ての現物取引ですがこの取引条件は一寸シンガポールとは違って金利計算をします。例えば先づ売りから出るとしますと売ればU S ドルが入って来る訳で実際には物は渡しはしませんが代金は預けておく理屈になる訳ですからその代金には金利がついて貰い前になる訳です。買の場合は逆に払い前になります。売って当たれば差益金に余分にこの金利が入りますし、買って損をすれば差損金の余分に



金利を支払われなくなくなります。先物が引合われているシンガポール・ホンコン等の市場ではこの金利要素を勘案した相場として先物値段がつくのですが何かにつけ景気よく派出なことのすきなシンガポリアンにはこのロンドン方式が極めて好評の様です。

ロンドンも正式な先物取引市場を整備中で近々開設の予定とのニュースがあります。

### ホンコンの金取引

極めて近くのホンコンにも取引所が2つあります。1つはシンガポールと同じく1000 Z 単位でUSドル建で行う先物取引、今1つはテールというホンコンの計量単位(約37g)で行われるHKドル建現物取引、このテール取引は同じく100 テールと大きな単位ですが、何せ地場通貨のHKドル建ての為一般投資家には極めて好評の様です。

具体的な事例は持合わせませんがやはりホンコンでも不都合な事件が多々ある様で最近では業者に適応される“Commodity Act”が段々厳しくなってきた模様で、たくましいホンコン業者はシンガポールのお客を求めて進出が盛んな様です。契機の検索は別にして新しい進出業者の中には証拠金・差益金等資金の運用をまかせるという“Discretionary Account Clause”の入った契約書がままあるとかでこうなれば預けたお金は全部その運用は委せます等というオッカナイ契約になる訳です。シンガポールでも商品取引がどんどん盛んになり、当局も慎重にその資格・実績を審査しつつ業者に営業許可書を発行している様です。また、“Gold Trading Act”も検討されていると伝えられます。

### シンガポール仲買人の苦悩

悪質な仲買業者に一般大衆投資家が被害を蒙ったというどこでも聞かれる話もある中で、反対に業者を困らせる大衆投資家もある様で、仲買人業者は業者なりに苦労話がある様です。漏れ聞いた話を野次馬的に二三書いてみますと。

1. シンガポール地場のお客さんでも相場にしくじって借りが出来るとドルを決めこんで借を払わず仲買人業者が泣かされることもある様で

す。当然警察には探索方を届出るそうですが回収までその手間ひまが  
かなわぬとの嘆きも聞きます。客筋には当然大きな企業から小売店の  
オヤジからいくら資産のあるか判らぬ初老の女性まである訳ですが女  
性は種々手間がかかって難手と告白する純情な青年仲買人の声も聞か  
れます。

2. 契約時には当然値洗い金が不足した時点で仲買人はそのお客の為に反  
対売買をして仕切ってもよいということになってはいますが仕切った  
翌日には妙に相場が反転して前日の値洗い金支払いの請求が遅かった  
とか、銀行が閉ってしまっていて値洗い金を持っていけなかったとか、  
理由を述べられた場合、どうして仕切ってしまったのかと逆にお叱り  
を苦情を受け 長年の良好な交友関係を保っていたお客とも不仲にな  
ってしまった話も聞きます。
3. マレーシアの投資家は法によれば一人で買ってもよい金は100gまで  
の由で為替管理法上値洗い金を送りにくい、或いは資金の出処を詮索  
されたり、輸入許可書はあるのかとの詮索を懸念する為、値洗い金の  
受払いが順調でないケースが多いとかの気をつかいつつ取引せねばな  
らぬ話も聞きます。
4. さるインドネシアの富豪がドンと現金を積んでの取引申し出だけに断  
れず注文を受けた処、後日の値洗い金の送金が続かず損切りのまま音  
信不通。とつつかまえるべくしかるべき手続きも取っていたのにどうい  
う風にしてか又又業界に現れ、涼しい顔で再び今度は別の仲買人の処に  
取引申し込み、急報で馳せ参じ旧債をкаろうじて取り戻したという涙ぐ  
ましい話も聞きます。

以上の如く、お客さんの与信管理に大いに気をつけている仲買人の昨今  
の様で、一部大手仲買人はコンピューターをも導入しての与信管理状況のチ  
ェックも行い始めた様です。

### 終りの御挨拶

相場事態の動静はそれこそ皆様各自の御判断次第ですがシンガポールでの  
御投資の参考になりましたでしょうか。US400ドルを割った戻したと云云さ



れる金取引にも種々な条件と取引環境がまつわりついています。今の状況の内のほんの切れっ端の部分でしょうが書いてみました。



# JITS 訓練生のIn-Plant Attachmentについて

日本シンガポール訓練センター

所長 炭 山 隆

## 1. はじめに

1979年11月に訓練を開始し、今年1月鈴木総理により、Official Opening の運びとなった日本シンガポール訓練センターは、10月末に第1期生約100人をIn-Plant Attachmentとしてそれぞれの関係企業に送り出すはこびとなった。

当センターの設立に至る経緯、政府合同訓練計画（Joint Government Industrial Training Scheme, JITS）の概要については、昨年、日本商工会議所月報10月号において紹介させていただいているのでここでは訓練生のIn-Plant Attachment について主として述べることにする。

## 2 JOINT GOVERNMENT INDUSTRIAL TRAINING SCHEME

外資系企業の誘致の成功がシンガポールの経済発展に大きく寄与していることは周知のとうりであるが、この企業誘致の尖兵ともいえるのが商工省のもとに設置されている経済発展局（Economic Development Board, 以下「EDB」という。）である。JOINT GOVERNMENT TRAINING SCHEME（以下、「JITS」という。）はEDBが1972年に主として進出企業が必要とする技能労働者を養成するために作成した計画である。

本計画のもとに、

1972年 TATA GOVERNMENT TRAINING CENTRE (TGTC)

1973年 ROLLEI GOVERNMENT TRAINING CENTRE (RGTC)

1975年 PHILIPS GOVERNMENT TRAINING CENTRE (PGTC)

が設立された。進出企業とEDBの合併による訓練センターは企業側にとっては訓練センターの運営に国の補助が得られること、当該企業の訓



練システムに慣れた訓練生を自社に採用することができること等の利点があり、政府にとっては、これらの訓練センターの修了生を必要企業に配置することにより直接的な技術移転を可能とし、当国の技能水準の向上に大きく寄与した。

本計画の主な特色は次のとおりである。

(1) 契約期間

訓練生と E D B の契約期間を 5 年間とし、当初 2 年をセンター内訓練、引き続き 2 年を In-Plant Attachment 更に 1 年間の就業義務を伴う契約期間となる。

女子及び Liabes for National Service については、契約期間は 7 年となり、In-Plant Attachment 修了後 3 年間の契約期間が残る。なお、Liabes については、In-Plant Attachment 1 年目に 3 箇月間の Basic Military Training (以下、「BMT」という。)を受ける義務がある。

本計画において、訓練生に対して 2 年間の Full-time National Service が免除されることは質の高い若年訓練生の募集を容易にしているが、徐々に Liable の訓練生の割合は低くおさえられる方向にあり、現在は Liable 1 に対し Reservist 4 以上となっている。

(2) 訓練目標

中学 4 年修了者以上を対象として、生産現場における職長、フォアマン、ラインリーダー等の第一線監督者を養成する。

(3) 訓練時間

週当たり 44 時間、年間 50 週の訓練を行い工場労働に近い環境の中で訓練を実施することを基本としている。当国の雇用法に定める労働時間に合わせた訓練を実施することは、長時間訓練による訓練の効果面、又、指導員の勤務時間と訓練時間が略々一致することによる訓練センター運営上の困難等の問題が提起されるが技能労働者の質的向上を急ぐ当国としては必要な措置と思料される。なお、工場勤務と同じ条件で訓練を受けることは、訓練生にとって In-Plant Attache-

chment に入り易いという利点もある。

#### (4) 訓練手当

訓練生は授業料等の学費免除の他、1年目240Sドル、2年目280Sドルの手当てが毎月支給されることによる経済的援助を与えられている。なお、reservistについてはVocational & Industrial Training Boardから毎月60Sドルが別途支給される。

#### (5) 資格

訓練生は、1年修了時にNational Trade Test 3級を2年修了時に2級を受検する資格が与えられると共に4年間の訓練修了時にEDBからCraftsman Certificate が与えられる。

### 3. 日本シンガポール訓練センター

当センターは、上述JITSのもとに1978年に設立された訓練センターであり、はじめての政府間技術協力に基づくものである。日本政府は日本人専門家の派遣(14人)、訓練機材の供与(約6億円)、ローカルスタッフの日本での受入研修(本年度までの累計34人、平均研修期間9箇月)をその責務とする。

一方、センターの土地の提供(8,661m<sup>2</sup>)、建物の建設(延べ5,720m<sup>2</sup>)及び運営費(本年度250万Sドル)はシンガポール政府の負担となる。

協力期間は1978年6月から5年間となっており、その間の両国の負担は日本政府12億円、シンガポール政府1200万Sドルとなる。

#### (1) 訓練コース及び定員

訓練科として、機械、電気・電子、計装制御の3科があり、機械科に

金型製作 (Mould Making)

機械保全 (Machinery Maintenance) の2コースが、電気・電子科に、

電気機器 (Electrical Trade)

電子機器 (Consumer Electronics)

工業電子 (Industrial Electronics)

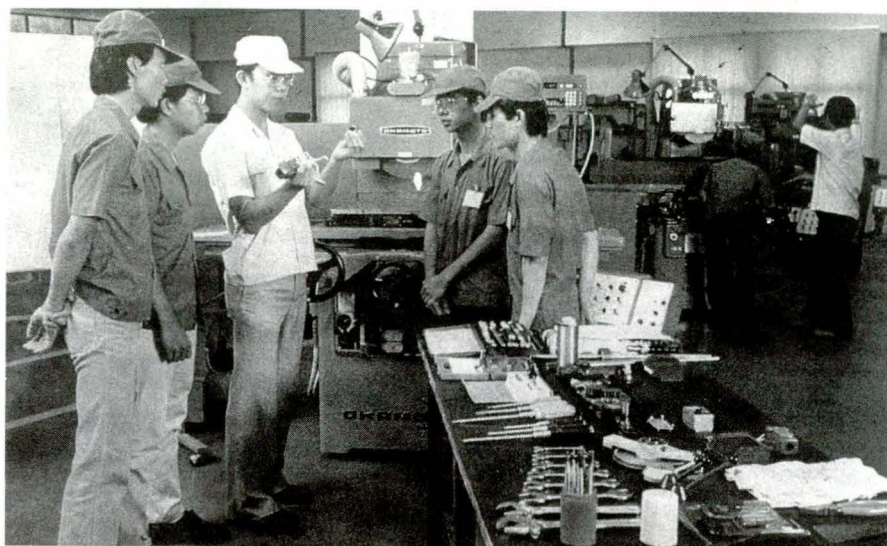
の3コースが計装制御科に、



### 計装御制 (Instrumentation & Controls)

が設置されている。

機械科の2コースが定員20人であり、その他のコースはすべて15人であるため1回当たりの訓練定員は100人となる。1年に5月、11月の2回訓練生を入れるためセンターの定員としては400人となる。



#### (2) 訓練目標

実技訓練が全体の50%を占めることから明らかな如く、理論に基づく実践的な技能を習得することとその目標がある。併せて、生産工学、工業英語等将来の第一線監督者として必要な科目が含まれていることは本センターの特色の一つといえる。

#### (3) 日本語教育

訓練用語は英語であるが、すべての訓練生は週4時間、2年間に400時間の日本語教育を受ける。これは、訓練生が日系企業に就職した場合に意志の疎通を容易にする直接目的の他に日本語教育をとうして、規律ある勤労態度、仕事に対する責任感等を身につけることが期待されている。



(4) 1979年11月に訓練を開始した一期生100人は94人が10月末に2年間のセンター内訓練を修了し、In-Plant Attachmentのため関係企業に雇用された。このIn-Plant Attachmentは、EDBが訓練生の就業期間、職務内容、賃金等に関与すること、訓練生は労働組合に加入できないこと等の他は一般の雇用と基本的に同等と現状では判断される。即ち、訓練生は訓練契約終了後も継続的に同一企業に就業することが期待されており、EDBも必要最小限の範囲において企業に関与することからIn-Plant Attachmentは企業内訓練よりは拘束力が弱いものと解される。





#### 4. 企業が雇用するJITS 訓練生の期間及び条件

JITS 訓練生の雇用についてはEDBが積極的に公表しないこともあって、関係企業からの問い合わせも多いので、ここではやや詳細に亘るが関係規定を紹介するとともに多少説明を加える。

##### (1) 職務内容

センター内訓練を修了した訓練生はIn-Plant Attachmentのため企業に配属される。

訓練生を雇用する企業はセンター内訓練のコースに関連した職務に訓練生をつける。

In-Plant Attachmentの期間において、企業は訓練生を可能な限り生産工程の異なる種類の職務につけることとする。

企業はEDBの要請があった場合には、訓練生職務内容をEDBに報告する。

(説明) 比較的長期間継続的に訓練コース関連した分野の職務に訓練生をつけることにより技能の確立を図るとともに、国家的見地から技能者の有効活用を図ることを意図したものである。

##### (2) 面接と雇用

訓練生を雇用するための面接はEDB又はセンターの職員立合いのもとに行われる。

企業はEDBに採用の有無、Basic Military Training (前述、以下、「BMT」という。)の時期、雇用時期、賃金等を含む面接結果を提出する。

(説明) 面接には口答試問、ペーパーテストが含まれる。

面接結果は事務処理上の理由から、その場で提出することを要請している。

##### (3) Release Fee

企業は採用が決定した訓練生1人当たり3,000ドルのrelease feeをEDBに支払う。

面接の日から起算して30日以内に訓練生の職務が決定しない場合

には、E D B は当該訓練生を他の企業に配置することができる。

訓練生が企業に雇用された後、6箇月以内に、解雇又は退職した場合、その理由が正当なものとE D B が認めれば release fee は還付する。

ここにおいて、訓練生の就業期間は最終労働日より算出するか B M T の期間は除外する。

6箇月経過後の訓練生の解雇又は退職に対して release fee は還付しない。

(説明) release fee 3,000 S ドルはセンター内訓練期間中に受ける訓練手当 (総額 6240 S ドル) の約半に相当するものであり、受益者負担分としての性格を有する一方、訓練生を bood のついた cheap labour としての取扱いから救済する意味をもつ。

#### (4) 賃金ガイドライン

1979年7月1日に訓練生の賃金がイドラインは下記のとうり改正された。原則として訓練生は下記のガイドライン以上の賃金を企業から支給される。

In-Plant Attachment の1年目 月 380 S ドル

In-Plant Attachment の2年目 月 420 S ドル

訓練修了後の1年目 月 488 S ドル

ここに3箇月間の B M T は In-Plant Attachment の一部とみなす。

B M T の間、企業は訓練生に make-up salary を支給する。make-up salary は pay-roll tax から控除されないが pay-roll tax の算定において一部控除の対象となる。

(説明) make-up salary は訓練生の給与から Ministry of Defence から支給される 90 S ドルを差引いたものをいう。

#### (5) Basic Military Training (B M T)

liableの訓練生は下記の条件により Full-time National Service を免除される。



a. 訓練生は訓練開始から起算して2年を経過した後、3箇月間の B M T に参加する。B M T 終了後は reservist とみなされ毎年40日の riservist training に参加する。

b. 訓練生は4年の訓練期間修了後、同一企業に6年以上勤務した場合には、Full-time Nationl Service を免除される。これは、In-Plant Attachment から起算して8年未満に解雇又は退職した場合には Full-time National Service を受ける義務が生ずることを意味する。

企業は訓練生が B M T に参加する時期を E D B に通知する。

B M T の開始時期は次のとおりである。

3月、6月、9月及び12月の第3週

(説明) liable の訓練生は本規定により10年間の就業義務が実質的に伴うこととなる。通常 Mindef Bond と呼ばれるものである。

B M T の開始時期の通知は上記4-(2)の面接結果に併せて行われる。

#### (6) 報告

企業は E D B に訓練生に係る懲罰、災害発生等を含む訓練状況年次報告書を提出する。

すべての JITS 訓練生は In-Plant Attachment の間 Log Book の記載は訓練生に課された義務であり、その内容について企業は毎週確認する。

なお、Log Book の費用は企業負担とする。

#### (7) 退職及び解雇

企業は E D B の書面による承認のある他、訓練生の退職を受理することはできない。

企業は契約期間中、E D B の書面による承認のある他、訓練生を解雇、転出又は削減することはできない。

訓練生が一方的に JITS 契約を破棄した場合は、E D B は訓練生に既に支給した手当ての返済を求めるが、企業はこれに対し何ら損害賠償を要求することはできない。

#### (8) 供給及び配置

訓練生の企業への配置は EDB により企業の要請に合わせて実施されるが、EDB に企業の要請を完全に満たす義務は生じない。年内に充足されなかった訓練生の供給不足は翌年に繰越さない。

EDB は退職又は解雇された訓練生の補充について何ら義務を有さない。

#### 5. おわりに

10 月 24 日に本センターでセンター内訓練を修了した訓練生 94 人はすべて関係企業に就職が決定した。関係企業には個別に文書で連絡を行い公表をしなかったにもかかわらず、平均求人倍率は 2 倍強であった。

就職先は日系企業が過半数を占めているが日系企業のみならず欧米企業、地元企業にも歓迎される訓練生を養成することを目的として訓練を実施している当センターとしては、今後訓練生の就職先企業のご意見を反映させた訓練内容の確立に努める所存でおりますので何分のご協力をお願いしたい。

また、当センターを修了した訓練生が将来のシンガポール産業を支える役割の一助となるよう企業内において更に訓練されることを誌上を借りてお願いしたい。



## 理事会の動き

第148回1981年11月10日(火) 午後12時30分

清水氏(東京銀行)の帰国あいさつの後、その後任者である岸氏から理事就任あいさつがあった。また、堀田氏(日本航空)の後任者である後藤氏から堀田氏の帰国報告と理事就任あいさつがあった。

議 事：

### 1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

### 2. 審 議 事 項

#### (1) (社)日本在外企業協会(JOEA)シンガポール相談所からの依頼

JOEAシンガポール相談所から依頼のあった「医療委員会」への委員派遣については、これに応じることとし、本所総務担当理事である種田氏(日本郵船)、大山氏(日商岩井)を派遣することとした。

#### (2) 「トップ・マネジメントのためのオリエンテーション」改訂について

本所創立10周年記念事業の一環として1980年6月に刊行した同書の内容を、その後の情勢変化に即応して改訂することになった。改訂方法は、現執筆者ないし執筆者が所属していた機関を中心に当該箇所の見直しを依頼することとした。

### 3. 報 告 事 項

#### (1) 部会、委員会、懇談会等開催報告

下記の通り部会、委員会等開催報告があった。

##### ① 部 会

○10月20日(火) 化学品石油部会

○10月27日(火) 金融保険部会

○10月28日(水) 流通サービス部会

○11月 3日(火) 第2、第3合同工業部会

②委 員 会

○ 1 0 月 1 5 日 ( 木 ) 経営研究委員会

○ 1 0 月 2 2 日 ( 木 ) 広報委員会

③懇 談 会

○ 1 1 月 7 日 ( 土 ) 松下電器・渡部人事部長との懇談会

④担当理事、意見交換会

○ 1 0 月 2 7 日 ( 火 ) 運営担当理事会議

○ 1 0 月 3 0 日 ( 金 ) “ COP レポート ” についての意見交換会

(2) 来星ミッション

次の通り来星ミッションの報告があった。

○ 1 1 月 6 日 ( 金 ) 兵庫県小野市・商工会議所ミッション

○ 1 1 月 6 日 ( 金 ) 静岡県生産性海外研修団

○ 1 1 月 9 日 ( 月 ) 岡山経済同友会ミッション

(3) NPB の ADVISORY COMMITTEE ON TRAINING への委員派遣

この度、新に発足した NPB の ADVISORY COMMITTEE ON TRAINING に本所代表として渡部理事 ( SINGAPORE TIME ) を派遣することになった。

(4) MINISTRY OF LABOUR への回答

「生産性委員会報告書」の実施に関する当地労働省の DR. HAN CHENG FONG 氏に対する回答が報告された。その主旨、CPF REDUCTION SCHEME の実施については、NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL での審議と併行して考えるべきで、本所としては種々の条件整備が先決であるということであった。

(5) コパル・シンガポール ( 株 ) からの依頼

明年 3 月末をもって工場を閉鎖することになったコパル・シンガポール ( 株 ) の望月工場長から水戸会頭宛への協力依頼状が紹介された。同趣旨を考慮して全会員に周知することになった。

(6) 日本 ASEAN 開発株式会社の発足について

1981 年 1 1 月 1 6 日 ( 月 ) シンガポールで調印式が行われた日本



ASEAN 開発株式会社の概要が報告された。

(7) 会員講演会開催について

(株) 日本ジエムコ経営の佐藤社長が来星される機会に、来る 12 月 3 日(木) 午後 2 時～同 5 時、マンダリン・ホテルにおいて会員講演会を開催することが報告された。

4. 会 計 報 告

吉永財務委員より、10 月分の会計報告があり異議なく承認された。

5. 入・退 会

入・退会について審議の結果、下記の通り決定した。

(1) 入 会 (7 件)

|                                                        |       |
|--------------------------------------------------------|-------|
| ** SINGAPORE CHEMI-CON (PTE) LTD. -----                | “ A ” |
| ** THE SUMITOMO MARINE TRUST & BANKING CO., LTD. ----- | “ A ” |
| ** IINO KAIUN KAISHA, LTD. -----                       | “ B ” |
| ** Z. KURODA (SINGAPORE) PTE. LTD. -----               | “ C ” |
| ** KOA DENKO SINGAPORE PTE. LTD. -----                 | “ C ” |
| ** KAWAKAMI SINGAPORE PTE. LTD. -----                  | “ C ” |
| ** KIMPO-DO (S) PTE. LTD. -----                        | “ C ” |

(2) 退 会 (2 件)

\*\* SOUTH EAST ASIA IRON & STEEL INSTITUTE.  
\*\* SANDEN VENDING PTE. LTD.

## 部会・委員会・懇談会等開催報告

### 1. 委員会

| 月・日       | 部会名     | 議 題 等                                                                              |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月19日(木) | 経営研究委員会 | (1)理事会報告<br>(2)研究発表<br>Mr. T. Kido, Singapore Kobe Pte. Ltd.<br>(3)経営研究委員会の進め方について |
| 11月30日(月) | 広報委員会   | (1)1月号の編集方針<br>(2)1982年用「月報」表紙について<br>(3)その他                                       |
| 12月24日(木) | 広報委員会   | (1)2月号の編集方針<br>(2)1982年用「月報」表紙について<br>(3)その他                                       |

### 2. 懇談会

○11月7日(土) 松下電器・渡部人事部長との懇談会。

○11月23日(月) NPC Chairman Dr. Wong との懇談会。

○12月4日(金) " "

<「企業内福利厚生基金」設立に関する意見交換>

○11月23日 在星日系4機関連絡会議

(日本大使館、JETRO, JOEA, 本所)

### 3. 担当理事会議

○11月17日(火) 労働担当理事会議

(NPC Chairman Dr. Wong との懇談会について)



- 11月24日(火) } 運営担当理事会議
- 12月22日(火) } (今後の会議所運営について)
- 11月26日(木) 正副・運営担当・労働・第1、第2、第3各工業部会及び経営研究委員会各担当理事会議。  
(NPC事務局試案「企業内福利厚生基金」について)。

#### 4. 講演会

- 12月3日(木) 会員特別講演会  
講師：(株)ジェムコ日本経営  
取締役社長 佐藤 良氏。  
テーマ：「生産性を大幅に上げる為の改善活動と経営幹部の役割」

#### 5. 来星ミッション

- 11月18日(水) 日本空気圧工業会投資調査団
- 11月30日(月) 山一証券海外研修団
- 12月3日(木) 日本HR協会経営者海外研修団

## 資料：企業内福利厚生基金に関する意見

シンガポール日本商工会議所

### I. 企業内福利厚生のあり方について

本所の福利厚生に対する基本的な考え方及びそれに伴う具体的な環境条件については、National Productivity Council への意見書及び前回（11月23日）の懇談会において指摘してきたところであるが、ここで次の諸点を重ねて強調したい。

- ① CPF Reduction Scheme 実施に伴う前提条件は、「高率であった CPF の雇用者負担率（現行 20.5 %）を 11.0 % へと軽減したものであり、軽減率（9.5 %）にもとづく財源相当分を福利厚生資金として各企業が活用する」という基本的な考え方にたつべきこと。
- ② したがって、福利厚生資金の使途、管理方法は各企業の特性に応じて自主的に決定すべきものであること。
- ③ 福利厚生費用を含む総人件費は、シンガポール製品の国際競争力を失わさないよう配慮する必要があること。
- ④ 一方、福利厚生は従業員にとっても魅力あるものでなければならないこと。そうしてこそ、生産性の向上意欲、会社への帰属意識の高揚、長期勤続の奨励などが促進される。

こうした観点に徴すると、前回提案のあった試案は本所の考える福利厚生制度と隔りがあり、会員企業としても同意し難いものである。

なお、本所は、上述意見書の通り、「すべての企業を対象とすること」（III-2）を望んでいる。しかしながら、もし福利厚生の実施が困難である企業（例えば従業員 1～2 名の小企業）については National Productivity Council において検討し、例外措置を講じて止むを得ないものとする。



## II. CPF Reduction Scheme の円滑な実施について

勿論、本所としては CPF Reduction Scheme の趣旨については基本的に賛同しており、上記(Ⅰ)の考え方及びそれにもとづく条件整備が整えば企業内福祉制度の充実・強化を促進することにやぶさかでない。

その際、具体的には下記のような福利厚生の実施が考えられる。

- a. 退職金制度
- b. 長期勤続報奨
- c. 医療・保健給付（政労使による）
- d. 住宅補助（従業員の持家促進）
- e. 各種ローン（生活ローン、教育ローン、カーローン等）
- f. 文化・体育・娯楽に対する補助
- g. その他（倉庫、通勤費、慶弔見舞金、持株援助など）

ただし、上記はいずれも各企業がその特性に応じて選択すべきものであり（既に実施している企業もかなりある）、同時に、それらに係る所要資金を長期的な観点から考慮して段階的に実施する必要がある。さもなければ、企業自体の体質が脆弱化し、ひいてはシンガポール製品の国際競争力の低下を招来する懸念がある。

## III. 幅広いコンセンサスの形成について

今回の CPF Reduction Scheme を円滑かつ効率的に実施するためには、Welfare の基本理念を政労使が充分理解する必要がある。とくに、企業内福利厚生は労使が相互信頼の精神にもとづき “One-Company One Family” という共通の意識の下で築かれるものであることを十分に認識しなければならない。また、そうしたコンセンサスを形成するには性急すぎることなく着実な土壌づくりに努めることが緊要である。

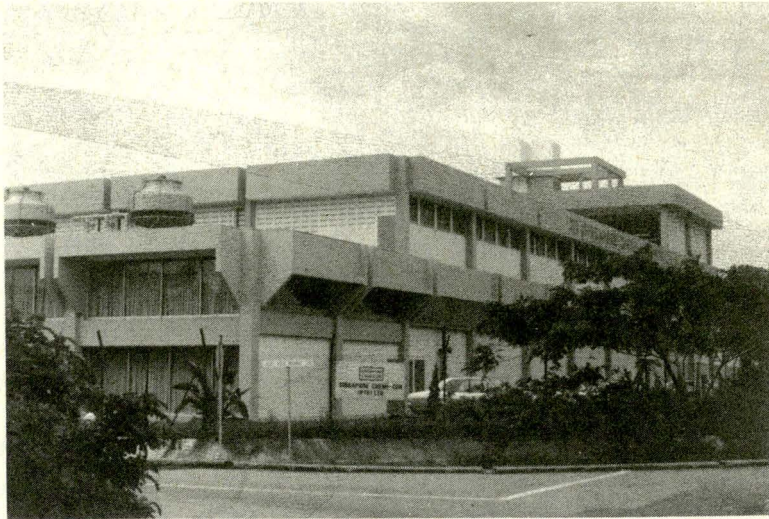
以 上

## 会 員 紹 介

(1981年10月－11月加入会員)

**SINGAPORE CHEMI-CON (PTE) LTD**

(シンガポールケミコン)



- 所 在 地 : 17, Joo Yee Road, Jurong, Singapore 2261.
- 電 話 番 号 : 2682233
- 設 立 : 1974 年 11 月 (登記)
- 形 態 : 子会社
- 代 表 者 : 小林 実 (常務取締役)  
Mr. M. Kobayashi (Managing Director)
- 従 業 員 : 250 名、日本からの派遣社員 4 名
- 事 業 内 容 : アルミニウム電解コンデンサの製造・販売  
〔 会社の特徴 〕

“地域社会に適合した経営を進め、当地の電子工業の発展に役立ちたい”

**THE SUMITOMO TRUST & BANKING CO LTD**

(住友信託銀行株式会社)

- 所 在 地 : Unit 1-16, 1st Floor, UIC Building, 5, Shenton Way, Singapore 0106.
- 電 話 番 号 : 2249055



- 設 立：1980年9月（登記）、1980年10月（操業）
- 形 態：支 店
- 代 表 者：山野 光俊（支店長）  
Mr. M. Yamano (General Manager)
- 従 業 員：18名、日本からの派遣社員5名
- 事 業 内 容：銀行業務（ACU及び国内取引）

〔 会社の特色 〕

“日本の金融機関として日本とシンガポールを中心とした東南アジア諸国の経済交流の促進に寄与したい”。

**KOA DENKO (S) PTE LTD**

（興亜電工シンガポール（株））

- 所 在 地： Unit 1009, 10th Floor, Golden Mile Tower, Beach Rd., Singapore 0719.
- 電 話 番 号： 2965291-2
- 設 立：1981年1月（登記）、1981年6月（操業）
- 形 態：子会社
- 代 表 者：上條 栄四郎（常務取締役）  
Mr. E. Kamijo (Managing Director)
- 従 業 員：5名、日本からの派遣社員2名
- 事 業 内 容：取扱品目：炭素皮膜抵抗器、金属皮膜抵抗器、半固定抵抗器、抵抗ネットワーク等電子部品の販売等。  
販 売 先：シンガポール、マレーシア、欧州、U S A等。  
仕 入 先：Koa Denko (M) Sdn. Bhd.  
Koa Denko Co. Ltd. (Japan)

〔 会社の特色 〕

親会社は40年の歴史を持つ電子部品専門メーカーの東南アジアの販売拠点として着実に地域社会に貢献したいと考えています。

## BENY TONE SINGAPORE PTE LTD

(ベニトーン・シンガポール株式会社)

- 所在地：16B, Block 6, Kallang Place, Singapore 1233.
- 電話番号：7468051
- 設立：1981年6月（登記）、1981年7月（操業）
- 形態：子会社
- 代表者：塚越 隆司（社長）  
Mr. T. Tsukakoshi (Managing Director)
- 従業員：102名、日本からの派遣員4名
- 事業内容：主な取扱品目：ステレオ製品（コンポ、チューナー、アンプ、デッキ）  
販売先：輸出向 Benytone 及び OEM プラント、  
（アメリカ、ヨーロッパ、中近東）  
仕入先：松下、スミダ、K C K、加美電子、ニチコン、興亜電工、日立等。

### 〔会社の特色〕

経営理念：公明謙虚、清新澆刺、風庸誠実。

商品の特徴：高度な技術、高信頼性と卓越したデザインで新しいオーディオの世界を開拓する。高出力、超低歪率のオーディオ機器からステレオ・コンポーネントまで。

将来の抱負：80年代はオーディオ、ビジュアルへの進出に挑戦、エレクトロニクスを総合的に駆使した幅広い製品展開を計り、これからの「音の世界」をリードしていきたいと考えています。



## 11月～12月の主な経済記事

- 2日
- 最近 E D B から発表された今年 1～9 月の投資約束によると、米企業による新規投資約束は石油関連投資を含めて 50 件、総額 6 億 8180 万 S ドル、に上り昨年間の投資約束 37 件、5 億 1250 万 S ドルに比べはるかに上回っている。投資内容の多くは生産能力の増大を狙ったものではなく、エネルギー・コストや人件費上昇を補う為の合理化投資が主流である。
  - 今年 1～9 月における英国の対シンガポール投資は 1 億 3500 万 S ドルに上り、当地における英国直接投資累積額は 14 億 S ドルに達した。1～9 月の投資額のうち 75% は石油関連投資、12% は化学医薬品関係の投資である。ちなみにシンガポールにおける外国投資のうち英国はアメリカに次いで第 2 位であった。
- 12日
- S I A（シンガポール航空）の 80/81 年度業績報告によると昨年シンガポール G D P に対する貢献度は 3.7%、7 億 7300 万 S ドルにより、S I A はシンガポール政府企業の旗鑑としての面目を一新した。
- 16日
- シンガポール通貨管理局（S M A）の統計報告によると、9 月末時点の当地銀行資産は 409 億 S ドルを超し、昨年同月比 27.3% の増加を示した。銀行融資額の伸び特に大きく、同時点で貸付残高 242 億 6000 万 S ドルと昨年同月の水準を同じく 27.3% 上回った。これに対し、預貯金額は 182 億 6000 万 S ドルで 24.1% の伸びを示した。他方、金融会社総資産は 9 月末時点で 38 億 5000 万 S ドルと昨年同月比 34.1% に増加した。預金高の伸びは 23% で 9 月末には 25 億 5000 万 S ドルに上った。他方、貸付け残高

は 31 億 S ドルに上り、昨年同月比 36.4 % に達した。

- シンガポールの国民 1 人当り石油消費は年間 26 バレルと米国の 28 バレルに次ぐ高さを誇っている。現在シンガポールの石油消費は日量 17 万 バレルとっている。

19 日

- 西側世界経済の不振に直面しているとは言え、シンガポール自国産品輸出は順調に増やしている。今年 1 月から 9 月までの自国製品国製品輸出額は合計 223 億 2800 万 S ドル、昨年同期の水準を 16.6 % 上回っている。自国製品輸出の筆頭は鉱物燃料・バンカー油で自国製品輸出全体の 56 % を占める。第 2 位は電気設備・発電機器で約 10.7 %、第 3 位は電気通信機器の 7.3 % であった。
- E D B の発表によると、今年 1 ~ 9 月の新規投資約束は 18 億 5000 万 S ドルと昨年の 14 億 2000 万 S ドルを早くも抜き、過去最高の水準を達成した。今年第 3 四半期の製造業部門の外国人投資約束は 5 億 8856 万 4000 S ドルに上り、今年上半期の約束額 6 億 8764 万 2000 S ドルに迫った。他方、シンガポール地元投資家による約束額も第 3 四半期で 1 億 4138 万 400 S ドルを記録して、昨年同期の 3540 万 6000 S ドルに比べれば著しい増加となった。

23 日

- 今年第 3 四半期の電子工業成長率は昨年同期比 5.4 % と前四半期の 11.6 % に比べて大きく成長ペースが下がった。シンガポールにとって電子工業は労働者 7 万 4000 人を抱える主要産業であり、今年の生産額は 55 億 S ドルと依然、石油産業に次ぐ水準となる見通しである。それ故に電子工業の成長ペース減退はシンガポール経済全体にも影響する問題であった。



- 12月1日      ○ 欧米経済の低迷、中国からの白黒TV契約停止、マレーシアへの一部生産ライン移転など悪材料が重なって、当地での民用電子機器メーカーは目下、次の生産戦略をどんな製品に求めるか頭を悩ませている。また、ベニア産業も先進工業国による需要減退に加え、マレーシア、インドネシアなど木材産出国による原木輸出規制に追い打ちをかけられた格好で、シンガポールのベニア産業は著しい不振に追い込まれている。
- 2日            ○ M A S の統計によると、シンガポールで1日に取引される外貨は平均60億USドルを越しており、香港の外貨取引量を凌いでいる模様である。
- 9日            ○ 今年シンガポールにオフショア・バンクを開設した外銀はすでに10行に上り記録的水準に達したが、来年のオフショア・バンク開設予定している最低でも5.6行はあり、シンガポール金融センターの拡大は今暫く続きそうな見通しである。今年についてみる限りオフショア・バンク関係は“日本の年”といつても良いし、新規進出組10行のうち半分を日本勢で占めている。
- 14日           ○ 政府はバン、トラック、トレーラー、タンク車    コンクリート・ミキサーなどあらゆる貨物車の道路税基準の変更を決定した。変更により、貨物車の道路税算定はこれまでの「自重ベース」から「最高積載重量ベース」に切換えられ、新規準は即日発効。荷物車については今後、それぞれの道路税更新時から新基準が適用される。
- 金融会社による住宅ローン貸出し残高は10月も減少を記録し、9月に続く続落となつた。住宅ローン不振の要因はこの数ヶ月以来の不動産市場の低迷、高金利、C P F による民間住宅購入資金援助などであつた。金

融関係者は C P F が昨年 1 月から計画第 2 段階を開始し、労働者が積立て金の 90% までを住宅購入資金にあつて良いとなれば、一般金融会社からの住宅ローン需要はさらに減るものとみている。

- シンガポールにおけるコンピュータ販売会社の数は 80 ~ 81 年の間に著しく増加し、現在では 55 社、昨年比 45% の急増を示すに至っている。アジアは今日、世界で最も成長率の高いコンピュータ市場として注目を集めているが業界筋の数字によると、日本を除くアジア諸国のコンピュータ新設置台数は年平均 25 ~ 30% の成長を続ける見通しである。





## 廣 報 欄

### \*\* NEW MEMBER (8th Nov. — 8th Dec. 1981)

- |                                          |                                                                                                        |         |                  |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------|
| * The Sumitomo Trust & Banking Co., Ltd. | Unit 116 1st Floor,<br>UIC Building,<br>Shenton Way,<br>Singapore 0106.                                | 2249055 | Mr. M. Yamano    |
| * Singapore Chem-Con (Pte) Ltd.          | 17, Joo Yee Road,<br>Jurong Town,<br>Singapore 2261.                                                   | 2682233 | Mr. M. Kobayashi |
| * Iino Kaiun Kaisha Ltd.                 | C/O Orient Lloyd Sdn.<br>Bhd.<br>26th Floor,<br>CPF Building,<br>79, Robinson Road,<br>Singapore 0106. | 2222718 | Mr. C. Watanabe  |
| * Z. Kuroda (Singapore) Pte. Ltd.        | 1st Floor,<br>Ishizaki Building,<br>203, Kallang Bahru,<br>Singapore 1233.                             | 2947524 | Mr. K. Higuchi   |
| * Koa Denko (S) Pte. Ltd.                | Unit 1009 10th Floor,<br>Golden Mile Tower,<br>Beach Road,<br>Singapore 0719.                          | 2965291 | Mr. E. Kamijo    |
| * Kawakami (S) Pte. Ltd.                 | 1608, Jalan Sultan Centre,<br>Singapore 0719.                                                          | 2952240 | Mr. T. Kawakami  |
| * Kimdo-Do (S) Pte. Ltd.                 | G34, Kim Seng Shopping<br>Centre,<br>Kim Seng Road,<br>Singapore 0923.                                 | 7341727 | Mr. K. Honda     |

### \*\* CHANGE OF ADDRESS

- \* Asia Cable Engineering Co., Pte. Ltd.  
Unit 2503A 25th Floor,  
International Plaza,  
Anson Road,  
Singapore 0207.
- \* Asahi-TV-Glass Pte. Ltd.  
155, Gul Circle,  
Singapore 2262.
- \* Koyo Singapore Bearing (Pte) Ltd.  
51-H, 8th Floor,  
Anson Centre,  
Anson Road,  
Singapore 0207.

- \* Shinko Electric Co., Ltd.  
Rm 2706 27th Floor,  
International Plaza,  
Anson Road,  
Singapore 0207.
- \* Singapore Daikyo Pte. Ltd.  
Unit 2101 21st Floor,  
Peninsula Plaza,  
111, North Bridge Road,  
Singapore 0617.
- \* Kamigumi Co., Ltd.  
Unit 907 9th Floor,  
International Plaza,  
Anson Road,  
Singapore 0207.
- \* DOCE Pte. Ltd.  
Unit 0902 9th Floor,  
City Plaza,  
810, Geylang Road,  
Singapore 1440.
- \* Takasago Thermal Engineering Co., Ltd.  
Unit 02-13/14 2nd Floor,  
Manhattan House,  
151, Chin Swee Road,  
Singapore 0316.
- \* Utoke Express Co., Ltd.  
Rm 15-M 6th Floor,  
Realty Centre,  
15, Enggor Street,  
Singapore 0207.
- \* Goh Tan & Co.,  
15th Floor, The Arcade,  
11, Collyer Quay,  
Singapore 0104.

**\*\* CHANGE OF TELEPHONE NO.**

- \* DOCE Pte. Ltd.  
Tel: 7467848/9
- \* Singapore Daikyo Pte. Ltd.  
Tel: 3378688 (2 Lines)
- \* Asahi TV-Glass Pte. Ltd.  
Tel: 2688446 (3 Lines)
- \* Goh Tan & Co.,  
Tel: 2241711
- \* Takasago Thermal Engineering Co., Ltd.  
Tel: 2356911

**\*\* CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE**

- |                                                                      |                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| * Tomatsu Awoki & Co.,<br>From Mr. S. Sekine to Mr. A. Sato          | * NHK Gasket Singapore Co., (Pte) Ltd.<br>From Mr. T. Kusuyama to Mr. T. Shibata |
| * Fujitsu (Singapore) Pte. Ltd.<br>From Mr. Y. Itoh to Mr. C. Oshuga | * Fudo Construction Co., Ltd.<br>From Mr. Y. Yamamoto to Mr. H. Akutsu           |



# 資料案内

## 国内一般

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ☆ シンガポール共和国概要 (1981年) ..... | S\$10 |
| シンガポール経済事情 (1979年8月) .....  | S\$10 |
| シンガポール共和国憲法 .....           | S\$15 |
| シンガポール共和国移住法 .....          | S\$15 |
| ☆ 民事法 .....                 | S\$ 5 |
| ☆ 刑法 (暫定規定法) .....          | S\$10 |

## 投資関係

|                                             |       |
|---------------------------------------------|-------|
| トップマネージメントのためのオリエンテーション..... (会員のみ販売) ..... | S\$25 |
| 資金援助制度の手引き .....                            | S\$ 8 |
| * 経済拡大奨励法 .....                             | S\$10 |
| 法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年 .....              | S\$ 5 |

## 租税・税制

|                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| * シンガポール共和国現行租税制度 .....                   | S\$10 |
| シンガポール共和国個人所得税解釈 .....                    | S\$10 |
| 法律第2号共和国所得税法改正 (1973年) .....              | S\$ 5 |
| 法律第13号 " (1977年) .....                    | S\$ 5 |
| 法律第17号 " (1980年) .....                    | S\$ 5 |
| 法律第20号共和国所得税 (改正) 令 .....                 | S\$ 5 |
| * シンガポール共和国財産税法、財産税 (付加税) 法 .....         | S\$15 |
| ☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約 .....                | S\$ 5 |
| ☆ 法律 (改正) 時報第21号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法) ..... | S\$ 5 |

## 会社法

|                                     |                 |       |
|-------------------------------------|-----------------|-------|
| シンガポール共和国会社法 .....                  | ( 会 員 ) .....   | S\$60 |
|                                     | ( 非 会 員 ) ..... | S\$70 |
| 法律第1号 (共和国会社法改正) 1970年 .....        |                 | S\$ 5 |
| 法律第4号 ( " ) 1974年 .....             |                 | S\$ 5 |
| * 法律第7号 ( " ) 1975年 .....           |                 | S\$ 5 |
| 法律第19号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替) ..... |                 | S\$ 5 |
| * 法律時報 (会社の買収及び合併に関する) .....        |                 | S\$ 5 |

## 為替管理・関税

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| * シンガポール為替管理法 (1970年) .....  | S\$15 |
| 法律第6号 (為替管理法改正) 1976年 .....  | S\$ 5 |
| * シンガポール共和国関税法 .....         | S\$20 |
| 関税法 (1979年関税令) .....         | S\$15 |
| 法律第9号 (共和国関税法改正) 1976年 ..... | S\$ 5 |
| ☆ 金融業者法 .....                | S\$10 |

## 業種別規則

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| シンガポール共和国製造業管理法 .....                | S\$ 5 |
| 法律第 18 号工場法改正法 ( 1973 年 ) .....      | S\$ 5 |
| 大気汚染防止法 ( 1971 年 ) .....             | S\$ 8 |
| 法律第 11 号 ( 共和国大気汚染法改正 ) 1975 年 ..... | S\$ 5 |
| シンガポール共和国銀行業法 .....                  | S\$15 |
| 地方政府建築規則 .....                       | S\$15 |
| ☆建築物規制法 ( 1973 年法律第 59 号 ) .....     | S\$ 5 |

## 特許・商標・その他

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| シンガポール共和国特許 ( 実施権 ) 法 ..... | S\$ 8 |
| シンガポール共和国商標法 .....          | S\$10 |
| シンガポール共和国技術士法 .....         | S\$ 5 |
| 価格規則法 .....                 | S\$ 5 |
| ☆ 1975 年水質汚染規制及排水法 .....    | S\$10 |
| ☆ 1971 年海汚染防止法 .....        | S\$ 5 |

## 労働関係

|                                             |       |
|---------------------------------------------|-------|
| * 中央厚生年金法 .....                             | S\$15 |
| * シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法 .....          | S\$25 |
| 労働組合法 ( 1977 年 ) .....                      | S\$10 |
| 法律第 3 号 ( 共和国労働雇用法改正 ) 1970 年 .....         | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報 ( 第 25 号 ) .....             | S\$ 2 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報 ( 第 26 号 ) .....             | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報第 22 号 ( 雇用法並びに労働者補償法 ) ..... | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報第 23 号 ( 中央厚生年金法改正法 ) .....   | S\$ 5 |
| ☆ 労働雇用法 ( 1976 年幼少年雇用規則 ) .....             | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報第 24 号 ( 中央厚生年金改正法 ) .....    | S\$ 5 |
| ☆ 雇用法の手引き .....                             | S\$10 |

## 商工会議所出版物

|                            |               |       |
|----------------------------|---------------|-------|
| ☆ 業種別会員名簿 ( 1981 年 ) ..... | ( 会員 ) .....  | S\$20 |
|                            | ( 非会員 ) ..... | S\$30 |
| 月報 ( 各月号 ) .....           |               | S\$ 8 |
| ☆ ( 新刊 ) シンガポールの教育制度 ..... |               | S\$10 |

( \* 印は在庫なし )

( ☆ 新着資料 )



# MONTHLY REVIEW

PRINTED BY  
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.  
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,  
Singapore 1334. Tel: 2923831

**JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE**

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665